住宅返還（注意事項）

- □ 退去される1週間前までに返還届の手続きをお願いします。
- □ 駐車場を契約されていた方は、同時に駐車場返還届の手続きをお願いします。
- □ 鍵は全て返却して下さい。（住宅及び倉庫）
  返還手続き時にお持ちの鍵の本数を申請し、退去立会時に全て返却お願いします。
- □ 1F集合ポストの郵便物は回収して下さい。鍵をつけている方は、必ず鍵を撤去して下さい。
- □ 自治会長に退去の挨拶及び自治会費の清算を行って下さい。
- □ 電気・ガス・水道料金の精算を行って下さい。
- □ 戸籍・住民票移動登録等の手続きを行って下さい。
- □ 窓ガラスに割れがある場合は、原状回復して下さい。
- □ 和室（畳）のフローリングやクッションフロア等もあれば原状回復して下さい。
- □ ふすま等をはずしている場合は、元の場所に戻して下さい。
- □ 風呂場の窓は、必ず閉めて施錠して下さい。（ハトが部屋に入り込む可能性がある為）
- □ エアコン・室外機(ベランダ天井に吊下げ架台があれば同時に)・ウォシュレット(設備一式)
  ・照明器具（浴室、トイレ、洗面所、流し台以外）は、必ず撤去して下さい。
- □ 台所用の瞬間湯沸器・ガスコンロも撤去して下さい。
  （エアコンなど撤去後、開口部が生じた場合は、ハト等が入らないように塞いで下さい。）
- □ 玄関の網戸・手すり・ハトネットなど個人で設置したものは、全て撤去して下さい。
- □ 荷物が残ってないか、自転車置場に自転車や原付を置き忘れていないか再度確認して下さい。
  （台所戸棚・台所下・押入れ・靴箱・ベランダ・倉庫・メーターBOX等も確認して下さい。）

※入居時の状態に原状回復するのが基本となっています。
立会検査時に、残存物がある場合は再立会い、原状回復が必要な場合（ガラス割れ等）は、費用請求する場合があります。ご注意下さい。

上記の件について説明を受けました。

住宅　　棟　　号　　署名（立会者）＿＿＿＿＿＿＿＿

名義人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　　携帯番号＿＿＿＿＿＿＿＿

退去の立会日時　　令和　　年　　月　　日　（　）

午前 11：00 ・ 午後 2：00

※上ノ島住宅、上ノ島第1～第5住宅については、台所の照明器具を撤去する必要なし

北部管理センター受付担当者	

※急用等で日時を変更されたい場合は、下記へご連絡下さい。

尼崎市営住宅北部管理センター

電話　06-4961-6300　担当　島津　・　滝野